

# こくほハンドブック



このようなときには**14日以内**に届出を。

届出にはマイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類をお持ちください。

	必要なもの
転入したとき	転出証明書、本人と確認できるもの、世帯員を追加するときは保険証
職場の健康保険をやめたとき、被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険脱退証明書、本人と確認できるもの
健康保険の任意継続が終了したとき	任意継続の保険証又は健康保険脱退証明書、本人と確認できるもの
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、本人と確認できるもの
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者となったとき	保険証、職場の健康保険の保険証又は健康保険加入証明書
生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
住所・世帯主・氏名が変わったとき	保険証
保険証を汚したりなくしたとき	本人と確認できるもの、保険証(汚したとき)

届出はお住まいの市区町村の窓口へ。

(印鑑など必要なものは、市町村によって異なることがあります。事前に電話などでご確認ください。)

